

【記載例2】(国外転出)

令和7年8月25日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限までに確定申告をする場合(国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合)

1 国外転出の時(令和7年8月25日)に所有等している対象資産

上場株式(銘柄等: A不動産)【上場株式等に該当】

- ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円
- ・「取得費」 100,000,000円

2 令和7年中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産

(1) 上場株式(売渡日: 令和7年2月19日)【上場株式等に該当】

・「収入金額」 1,400,000円	・「必要経費等」 1,014,000円
・「差引金額」 386,000円	

(2) 未公開株式(売渡日: 令和7年4月22日)【一般株式等に該当】

・「収入金額」 350,000円	・「必要経費等」 200,000円
・「差引金額」 150,000円	

3 給与収入

・「収入金額」 16,950,000円	・「所得金額」 15,000,000円
---------------------	---------------------

《記載手順》

国外転出までの提出

「所得税の納税管理人の選任届出書」を作成します。(2ページ参照)

確定申告期限までに提出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」を作成します。(3~4ページ参照)



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。(5ページ参照)



「申告書第一表」、「申告書第二表」、「申告書第三表」を作成します。(6ページ参照)

※ 申告書第一表及び第二表の記載方法は、「[令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手続き](#)」を参考にしてください。

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。

税務署受付印

1	0	7	0
1	0	8	0

所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書

○ ○ 稅務署長

7 年 8 月 4 日提出

納 税 地	<p>(住所地) 居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 ○○○-××××)</p> <p>○市××町△△1-2-3 (TEL. ○○○ - △△△ - ××××)</p>		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	<p>納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - -) (TEL - - -)</p>		
フ リ ガ ナ	<p>ヨクゼイ イチロウ</p>		
氏 名	<p>国税 一郎</p>		
個 人 番 号	<p>○ ○ ○ ○ △ △ △ △ X X X X</p>		
職 業	<p>会社員</p>	フ リ ガ ナ	
		屋 号	

所得税・資産の譲渡等)係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1 届出の区分（該当する区分を○で囲んでください。） 選任 · 解任

2 選任・解任した納税管理人

— T XXXX - XXXX

生年月日

住 所

(居所) ○市××町△△4-5-6 昭和51年 7月 7日生

フリガナ トウキョウ タロウ
氏名 東京 太郎 本との繋梗(関係) 闇与税理士

税理士 電話番号 一々一-二二二二二二二二

「お前がお前らの本音を語る」を意味する言葉である。

789, >

海內外動植物誌

⑤ その他参考事項 ((1)及び(2)は選任の場合のみ記載してください。)

国内で生じる所得内容（該当する所得を）で図むが、

事業別 小勤産別 種子別 蔭波別

上冊

国外軒山味調税の清田子定

関与税理士
東京 太郎
(CTF1 AAA - XXX - 0000)

税務署整理欄	整理番号	関係部門 連絡路	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						<input type="checkbox"/> 濟 <input type="checkbox"/> 未済
						確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他()	

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和7年分】

整理番号

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

住所	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	○○○-△△△-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (△△△-×××-○○○)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の場合 (所法60条の2)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 国外転出の日 R7年8月25日	<input type="checkbox"/> 国外転出の予定日 （国外転出の予定日から起算して3日前の日） （年月日）	・H27年8月25日 ～R7年8月24日
<input type="checkbox"/> 贈与・相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 贈与の日 年月日	<input type="checkbox"/> 相続開始の日 年月日	・年月日 ～年月日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		
<input type="checkbox"/> 受贈者		
<input type="checkbox"/> 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (差金等決算に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡	120,000,000	100,000,000
	先物取引		20,000,000

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (差金等決算に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得		
	短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

【国外転出時課税（所法60条の2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

(注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「基額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のⒶ」+「6のⒷ」+「7のⒸ」）	⑩ 120,000,000	※ ⑩≥1億円で、かつ、国外転出の日前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60条の2）」の適用があります。
--	------------------	--

整理番号

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	○市××町△△1-2-3			フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 (△△△-×××-〇〇〇〇)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般 株 式 等	上 場 株 式 等
収 入 金 額	譲渡による収入金額 ①		円 350,000	円 121,400,000
	その他の収入 ②			
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表⑦へ	350,000	申告書第三表⑦へ 121,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額) ④		200,000	101,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤			14,000
	⑥			
	小計(④から⑥までの計) ⑦		200,000	101,014,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧			
差引金額(③-⑦-⑧) ⑨		150,000		20,386,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩			
所得金額(⑨-⑩) ⑪	申告書第三表⑦へ	150,000	黒字の場合は申告書第三表⑦へ 20,386,000	
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫			申告書第三表⑨へ	
繰越控除後の所得金額(※4) ⑬	申告書第三表⑧へ	150,000	申告書第三表⑨へ 20,386,000	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡による金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

特例適用条文 指法 条の
指法 条の

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

この【記載例2】では、国外転出の時までに株式等の譲渡がありますので、「一般株式等」欄には、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等(1ページの2(2)参照)を記載し、「上場株式等」欄には、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等(1ページの2(1)参照)と3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を合計した金額を記載してください。

《第三表》

○市××町△△1-2-3
コクゼイ イチロウ
国税 一郎

〇この申告書は、一枚目が控用（複写式）となっています。なお、令和八年分から控用（複写式）は廃止されます。

		(単位は円)									
取 入 金 額	分 離 課 税	短期譲渡	一般分	シ							
		軽減分	ス								
		長期譲渡	一般分	セ							
		特定期譲渡	特定分	ソ							
		軽課分	タ								
	課 税	一般株式等の譲渡	チ					3	5	0	000
		上場株式等の譲渡	ツ			1	2	1	4	0	000
		上場株式等の配当等	テ								
		先物取引	ト								
		山林	ナ								
	所得 金 額	退職	二								
		短期譲渡	一般分	67							
		軽減分	68								
		長期譲渡	一般分	69							
		特定期譲渡	特定分	70							
	課 税	軽課分	71								
		一般株式等の譲渡	72					1	5	0	000
		上場株式等の譲渡	73			2	0	3	8	6	000
		上場株式等の配当等	74								
		先物取引	75								
	所得 金 額	山林	76								
		退職	77								
		総合課税の合計額 (申告書第一表の(12))	12			1	5	0	0	0	000
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の(30))	30			2	0	0	0	0	000
		(12) 対応分	78			1	3	0	0	0	000
税 金 の 計 算	課 税 さ れ る 所 得 金 額	(67)(68) 対応分	79						0	0	0
		(69)(70)(71) 対応分	80						0	0	0
		(72)(73) 対応分	81			2	0	5	3	6	000
	課 税 さ れ る 所 得 金 額	(74) 対応分	82						0	0	0
		(75) 対応分	83						0	0	0
		(76) 対応分	84						0	0	0
	課 税 さ れ る 所 得 金 額	(77) 対応分	85						0	0	0

F A 2 4 0 1

第三表

(令和七年分用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

特例適用条文									
法			条				項		号
所法	措法	謹法	□	□	条の	□	□	の	□
所法	措法	謹法	□	□	条の	□	□	の	□
所法	措法	謹法	□	□	条の	□	□	の	□

税 金 の 計 算	対応分	86		2	7	5	4	0	0
	対応分	87							
	対応分	88							
	対応分	89					3	0	8
	対応分	90					0	4	0
	対応分	91							
	対応分	92							
	対応分	93							
	86から93までの合計 (申告書第一表の86に転記)	94		5	8	3	4	4	0

その 他	株式等	本年分の(72)、(73)から 差し引く総益損失額	95						
	配等	翌年以後に繰り越される 損失の金額	96						
先物取引	本年分の(74)から 差し引く総益損失額	97							
	本年分の(75)から 差し引く総益損失額	98							
	翌年以後に繰り越される 損失の金額	99							

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 -必要経費)	特別控除額
		円	円	円

申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書第一表の種類欄の「分離」及び「国外」を「○」で囲ってください。
《第二表》

令和〇七年分の所 ^得 税及びの 復興特別所得税					申告書	F A 2 2 0 5
令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇七	納税地	個人番号 (マイナンバー)	生年 月日		
現在の 住所 又は 居所 事業所等		フリガナ				
会員登録 の登録		職業	登録番号	登録者の氏名	世帯主との繋	
		扶助の 整理				
		扶助の 整理			審査 日付 結果 連絡	

種類 青色 分離 国出 損失 修正